

## 公立大学法人青森公立大学職員倫理綱領

平成 21 年 9 月 7 日  
理事会議決

### 趣旨

わが国の大学をめぐる環境は、近年、さまざまな面で急速に変化している。その一つは、大学職員の本務である教育、研究、地域貢献、大学運営にかかわる倫理の向上が社会から強く要請されていることである。このような社会的要請に応えるべく、公立大学法人青森公立大学は「公立大学法人青森公立大学職員倫理綱領」を制定し、職員の大学内外における諸活動にかかわる行動規範を明確にし、大学として倫理性の向上を目指すことにする。本学職員は、大学の一員であるとともに広く社会の一員として、本倫理綱領を遵守しなければならない。

以下の「行動原則」は、職員のすべての活動の基礎となるべき根本原則であり、「行動規範」は「行動原則」の精神をより具体的に規定したものであって、いずれも誠実に遵守されるべきものである。

本学職員は、この倫理綱領が時代の変化とともに、いっそう高い倫理性を目指して絶えず検証され、必要に応じて修正されるものであることを認識しなければならない。

### 行動原則

- 1 職員（教員、研究員及び事務職員をいう。以下同じ。）は、教育活動、研究活動、地域貢献活動、大学運営活動において、法令を遵守するだけでなく、教育者、研究者、大学運営者としての良心にしたがって、誠実に行動しなければならない。
- 2 職員は、公正かつ誠実に自己の職務を遂行することにより、大学内外から信頼と尊敬を克ち得るように努力しなければならない。
- 3 職員は、すべての人々の基本的人権を尊重しなければならない。職員は、国籍、民族、思想、信条、性別、年齢、出自、ハンディキャップ等を理由として、個人と団体を差別してはならない。
- 4 職員は、いかなる場合にも、職務上の権限を濫用してはならず、また、他人の人格や尊厳を損なってはならない。

## 行動規範

### 1 教育にかかわる行動規範

- (1) 職員は、教育に携わる者として、対象となる者の人格を尊重しなければならない。
- (2) 職員は、教育の対象となる者に対して、権力の濫用となるあらゆる形のハラスメントならびにそれに相当するような言動を行ってはならない。
- (3) 職員は、大学にかかわる未公開の情報を、大学の許諾を得ず無断で、個人的に使用してはならない。

### 2 研究にかかわる行動規範

- (1) 教員と研究員は、研究を通じて、真理の探求と知の開拓に努めねばならない。
- (2) 教員と研究員は、研究の成果を教育と地域貢献に反映させなければならない。
- (3) 教員と研究員は、研究者として相応しい研究能力ならびに学問上の見識を兼ね備えるように努めねばならない。
- (4) 教員と研究員は、研究において、他者の人格を尊重しなければならない。
- (5) 教員と研究員は、研究の過程で得られたデータを、捏造したり改竄してはならない。
- (6) 教員と研究員は、他者の研究成果を剽窃してはならない。
- (7) 教員と研究員は、他者から委託された研究費の不正使用ならびに虚偽の申告をしてはならない。
- (8) 教員は、学位の審査や授与に関して饗応を受けたり、金品を受け取ってはならない。
- (9) 教員と研究員は、差別用語や差別的表現を使用してはならない。
- (10) 教員と研究員は、研究の過程で知り得た未公開の内部情報を不当に利用してはならない。

### 3 研究成果の公開にかかわる行動規範

- (1) 教員と研究員は、研究成果を公開することによって、社会との建設的なコミュニケーションを図らねばならない。
- (2) 教員と研究員は、研究成果の公開に際して、研究者としての良心に基づいて行動しなければならない。
- (3) 教員と研究員は、研究の過程で知り得た内部情報が社会公共の利益を損なうと判断される場合には、本綱領に基づき適切に行動しなければならない。

#### 4 地域貢献にかかわる行動規範

- (1) 職員が地域貢献活動を行う際には、本綱領に基づいて誠実適切に行動しなければならない。
- (2) 職員が有償又は無償で受託研究やコンサルティング活動あるいはインキュベーション活動をする際には、職員若しくは職員が所属する組織と委託者との間で締結されている契約に従って、誠実に活動すると同時に、本綱領を遵守しなければならない。

#### 5 大学運営にかかわる行動規範

- (1) 職員は、大学運営活動の対象となる者の人格を尊重しなければならない。
- (2) 職員は、大学運営に当たり、所定の方法で正確かつ適切に業務を遂行しなければならない。

### 倫理委員会の設置

本綱領を施行するため、理事長、副理事長（学長）、事務局長、理事長が指名する学外理事2名、職員の過半数を代表する者からなる倫理委員会を設置する。理事長を委員長とする。

委員会は、公立大学法人青森公立大学の職員の適正な倫理観を涵養し、本綱領に反する行為の発生を未然に防止するための研修プログラムなどを実施することができる。

### 附 則

本綱領は、平成21年9月7日から施行する。

本綱領は、倫理委員会の議を経て、理事会で過半数の理事の賛成によって変更することができる。